

事 務 連 絡

平成23年11月21日

各都道府県保健福祉主管部局御中

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

社会・援護局障害保健福祉部

障 害 福 祉 課

老健局振興課

老健局高齢者支援課

老健局老人保健課

喀痰吸引等業務の施行等に係る Q&A について（その2）

平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（不特定多数の者対象者-老健局、特定の者対象-障害保健福祉部）に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについて、別添のとおり Q&A 集を作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、必要に応じて事業者等への周知等をお願いいたします。

B 経過措置対象者に関すること

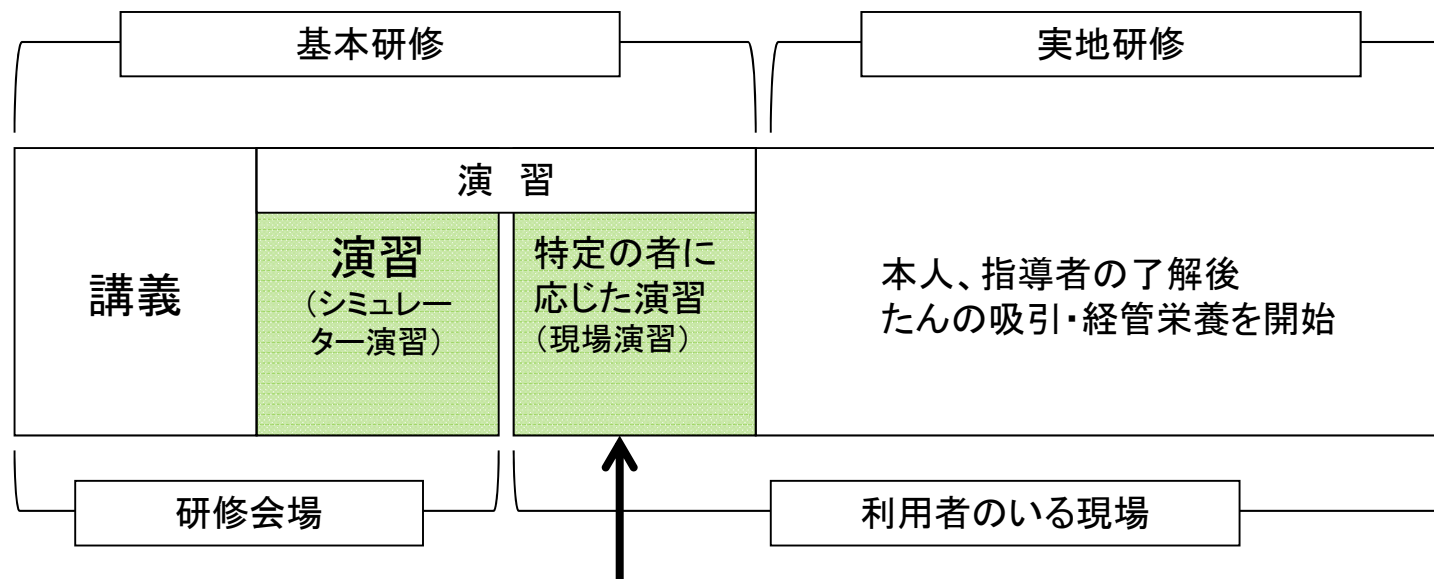
No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
B5	経過措置の範囲	対象者	違法性阻却の通知は、施設関係は「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」のみで、障害者施設や通所事業所における取扱いについては明記されていない。また、「ALS患者の在宅療養の支援について」「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」は在宅に限定されている。障害者施設や通所事業所の職員は、経過措置の対象に含まれるのか。	障害者施設や通所事業所の職員は、経過措置対象者には含まれない。
B6	特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の経過措置認定者の認定行為の範囲	認定証の有効範囲	①特養で14hの研修を受け、施設長名の修了証が発行されたが職員が、転勤、転職等により登録時に特養に在籍していない場合でも認定は可能か？ ※介護には従事している。(たとえば法人の老健に勤務している。グループホーム、他特養に勤務している等 ②また認定後退職し、他の施設(他特養、老健、デイ等)で勤務した場合、資格は有効か？ ※登録事業所である老健や、デイでも特養の経過措置のケアが可能か、あるいは特養でしか有効ではないのか？	認定は介護職員個人に対する認定行為であり、認定された行為を行う限りにおいては、事業種別を問うものではない。

D 平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)

No.	区分①	区分②	【Q】	【A】
D10	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	演習	シミュレーター演習については、受講者によっては特定の行為のみの実施でも可能なのか(例えば、口腔内たん吸引のみ実施など)。可能な場合でも、1時間の演習が必要なのか。すべての行為を行う必要があるのか。	講義後の1時間のシミュレーター演習は、イメージをつかむことを目的とするが、すべての行為について演習を行っていただきたい。 現場演習は、利用者のいる現場で、利用者の使用している吸引器等を使って、シミュレーターで特定の行為の演習を行う。 【別紙1】参照
D11	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	演習	すべての現場へ人体モデル(シミュレーター)を持って行くことは困難。 簡易なシミュレーターとはどのような物なのか。	ペットボトルの口に気管カニューレとチューブを繋げる、ペットボトルに穴をあけて胃ろうのペグを付ける等、簡易な物でよい。 ＜参考＞簡易なシミュレータの例 【別紙2】
D12	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	対象者	障害者(児)サービス事業所及び障害者(児)施設等(医療機関を除く。)で福祉サービスに従事している保育士だけでなく、保育所の保育士も研修事業の対象となると考えてよい。	お見込みの通り。
D13	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	基本研修	特定の者の研修事業について、国から筆記試験事務規程に関する通知はあるのか。	特定の者の研修事業については、国から筆記試験事務規程に関する通知をする予定はない。特定の者対象の研修の実施要綱及び特定の者対象の研修関係の事務連絡を参照の上で、実施されたい。
D14	平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)	全体	特別養護老人ホーム、老人保健施設等高齢者施設で従事する職員は、特定の者の研修事業の受講者には該当しないと考えるが、いかがか。 また、介護保険施設以外の介護保険サービスに従事する職員に関しては、どのように考えればよい。	介護保険施設、介護保険サービスの取扱いに関することは、【C31】のとおり。

【特定の者】基本研修(演習)

- 基本研修における演習（シミュレーター演習）[1時間]については、当該行為のイメージをつかむこと（手順の確認等）を目的とし、評価は行わないが、すべての行為について演習を行っていただきたい。
- 実地研修の序盤に、実際に利用者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って演習（現場演習）を実施し、プロセスの評価を行う。



※ 現場演習は、各利用者宅には、本人の使用しているカニューレと同型のカニューレやペットボトルで製作した簡易なシミュレーター等を置き、利用者の使用している機器を利用して行うことを想定。

気管カニューレ内部の 喀痰吸引練習器（愛称：Pちゃん） の製作方法と練習のしかた

NPO法人さくら会



ペットボトルとカニューレ、はさみ、カッター、ひも、Yガーゼ、を用意します。
カニューレは使用済みのものでもいいのですが、その場合はよく洗浄してください。



ペットボトルの上部に穴をあけて、カテーテルを差し込みます。
差し込んだら、カフから空気を入れてバルーンを膨らましてください。
カフにどれくらい空気を入れたらどれくらいバルーンが膨らむか見えます。
気管カニューレの長さもわかりますので、どれくらいカテーテルを入れると
いいのかがわかります。



ぐらつかないように、しっかりペットボトルの首にひもで縛ります。



Yガーゼを差し込み、実際の雰囲気を出しましょう。
演習では、まず、吸引の手順、コネクターの取り付け、取り外しなどの扱い、
セツシの扱い方を練習します。
慣れてくれば、ペットボトルの中に模擬たんを入れて、実際に吸引を行っても
良いでしょう。



カニューレにコネクターを差し込んでところです。
コネクターを効き手でないほうの手で丁寧かつ迅速に取り外したり、はめたりする練習をします。
乱暴に行えば痛みを与えますので、これがもっとも大事です。片手であっても、きちんと締めないと外れてしまいます。



上からみたPちゃん。

介護職員等は、この吸引練習器で繰り返し練習して手順をしっかりと覚えてください。

100回ほど手順どおり練習を繰り返すと身体が覚えてしまいます。



在宅においては、人形型のシミュレーターを利用者宅に持ち込んで練習することは、スペースの関係上困難ですが、これなら簡単に持ち運びができ、利用者の目の届くところで演習が可能です。
コストもかからず、制作にかかる時間も1時間程度ですので、是非活用してみてください。